



金山町公告第12号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の規定により平成30年度の一般廃棄物処理実施計画を定めたので、金山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成4年金山町条例第26号）第2条の規定により次のとおり公告する。

平成30年4月1日

金山町長 鈴木 洋



- 1 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 2 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 3 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 4 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 5 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- 6 し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事項
- 7 その他生活排水処理施設等の整備計画に関する事項